

令和5年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び救護施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和5年8月から令和5年12月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

区 分	指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	17	15	70
一般法人	51	17	15	70
社会福祉協議会	1	0	－	－
救護施設	2	0	－	－
合 計	54	17	15	70

※指導監査対象法人・施設数は、R6.3.31現在

(3) 特別監査

該当なし

(4) 指導監査の実施体制

健康福祉部健康福祉総務課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和5年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般指導監査

ア 社会福祉法人

特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかったが、手続きの遅延が見受けられる法人に対しては、重ねて指導を行い改善の徹底を図った。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

平成29年度の制度改革に伴う手続きの誤りについては、令和2年度までは口頭指摘にとどめていたが、令和5年度実地監査対象法人は改正後2度目の指導監査であることから、指導監査ガイドラインに基づき文書指摘とした。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

- ア 内部規程が法令、通知、定款等に違反している。各規程間で内容に齟齬がある。各規程に沿った手続きが行われていない。
(定款、各規程)
- イ 財務諸表等電子開示システムによる所轄庁への届出内容が誤っている。届出期限を超過している。
(社会福祉法第59条)
- ウ 会議への欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員及び役員がいる。

(社会福祉法人審査基準第 3-1(3))

- エ 評議員会の招集が適正に行われていない(評議員会において招集通知に記載のない議題について決議している、理事会の決議前に評議員会の招集通知を发出している、など)。
(社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 181 条)
- オ 評議員会及び理事会の決議において、特別の利害関係を有する者がいるかを確認していない。
(社会福祉法第 45 条の 9、第 45 条の 14)
- カ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第 45 条の 27 第 2 項、第 45 条の 28 第 3 項、第 45 条の 30、社会福祉法施行規則第 2 条の 40)
- キ 監事の選任に関して、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類または記録が残されていない。
(社会福祉法第 43 条第 3 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 72 条第 1 項)
- ク 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きがされていない。
(社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 94 条第 2 項)
- ケ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない(利益相反取引の承認、理事長専決可能金額を超える契約の締結など)。
(社会福祉法第 45 条の 13 第 2 項・第 4 項)
- コ 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告を行っていない。
(社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項、定款)
- サ 法令・通知等で認められている範囲を超えて、社会福祉事業収入の繰入がなされている。
(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」平成 16 年 3 月 12 日社援発第 0312001 号ほか社会・援護局長ほか局長連名通知 ほか)
- シ 経理規程について法令、通知、定款等と合致しない条文がある。
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準、運用上の取扱通知、留意事項通知)
- ス 寄附金品について、経理規程に沿った受入れや会計基準等に沿った会計処理がされていない。
(社会福祉法人会計基準第 14 条第 2 項・第 20 条第 2 項、留意事項通知 9)
- セ 計算書類の注記について、記載誤りや記載漏れがある。
(会計基準第 29 条)
- ソ 計算書類の附属明細書について、作成すべき附属明細書が未作成、様式に従っていない、記載誤りや記載漏れ等がある。
(会計基準第 30 条、運用上の取扱通知 26)
- タ 変更登記が期限まで(登記事項の変更は 2 週間以内に、資産の総額については毎年度 6 月末まで)に行われていない。
(社会福祉法第 29 条、組合等登記例第 3 条第 1 項)
- チ 価格による随意契約において、複数業者からの見積もりを徴取しておらず、適正な価格を客観的に判断したと言い難い。
(入札契約取扱い通知 1)
- ツ 自動更新条項のある契約について、更新の意思決定が行われていない。
(入札契約取扱い通知 1)
- テ 契約書や請書が必要な金額の契約について、契約書や請書が徴されていない。
(経理規程)
- ト 月次報告について経理規程に沿った運用がされていない。
(経理規程)

2. 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和5年7月から令和6年3月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

区 分		指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
児 童 福 祉 施 設 等	認可保育所(公設公営)	11	11	0	0
	〃 (公設民営)	5	5	0	0
	〃 (私立)	49	49	16	21
	保育所型認定こども園	6	6	2	2
	幼保連携型認定こども園	10	10	5	7
	小規模保育事業	4	4	1	2
	認可外保育施設(企業主導型以外)	11	11	4	4
	〃 (企業主導型)	5	5	1	1
	児童館	2	2	1	1
	幼稚園型認定こども園・私立幼稚園	2	2	1	1
	国立大学法人立幼稚園	1	1	0	0
	一時預かり事業	52	52	0	0
	病児保育事業	5	5	0	0
	母子生活支援施設	1	1	1	1
合 計		164	164	32	40

※指導監査対象施設数は、R6.3.31 現在

※令和5年5月12日付こ成保44「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」を受け、3月に過去5年間で不適切保育の監査を実施した3施設について改善状況を確認するために監査を実施した。

(3) 集団指導等

特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施。

(4) 特別監査

該当なし

(5) 指導監査の実施体制

こども子育て部こども政策課職員が実施。

母子生活支援施設はこども政策課職員とこども家庭支援課職員で実施。

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和5年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な施設運営及び円滑な保育事業等の経営の確保
- ② 入所児童の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の研修状況等の資質向上につながる就業環境の確保
- ④ 特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑤ 特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

(7) 指導監査結果の概要

①一般指導監査

ア 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・

小規模保育事業・児童館・新制度移行幼稚園・国立大学法人立幼稚園)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、飲食を伴う教育・保育活動に係る重大事故防止について(チェックシートを用いた確認と施設内巡回による確認)及び令和4年度に市内保育施設の職員による「わいせつ事件」と令和5年5月12日国発出「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」の通知文を受け、虐待等について職員への周知と理解を促すことを目的として「令和5年度不適切保育の対策について」の独自調査表を用いて確認した。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

イ 母子生活支援施設

特に施設運営及び母子の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

②集団指導等

特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として、また、松江市独自に『「飲食を伴う教育・保育活動」に係る重大事故の防止について』という調査票を用いて「松江市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事故検証部会報告書」の提言内容を監査の視点に加え、全職員で園児の安全確保に努められているかという点を確認すること、そして「令和5年度不適切保育の対策について」の園への周知及び「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を伝えるため集団指導を実施した。

(8) 令和5年度の主な指摘事項

①児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設・児童館・国立大学法人立幼稚園)

ア 園児が園でけがをして病院を受診した案件等(誤食・異物混入を含む)について、市に事故報告が行われていないものがある。

(「安全対策の徹底及び事故の報告等について(通知)」令和4年4月11日子政第28号)

イ 時間帯によって必要な保育士等の配置が不十分な職員体制の日がある。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項等)

ウ 希望調査等により保育の必要性を把握せずに、運営規程で定める日以外を休園日としている。また、保育の必要性を把握せずに、開園時間を短縮している。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条等、「保育所における休所日の取扱いについて」平成14年4月10日青発第21号)

エ 避難訓練及び消火訓練が月1回実施されていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項等)

オ 当期末支払資金残高が委託費収入の30%以上の保有になっている。

(「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」H27.9.3府子本第254号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知)

カ 園児の登降園時間や状況について記録されていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第12条、「こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について」令和5年9月11日)

キ 2階の階段に転落を防止するための柵等の設置がない。避難口に物が置かれ避難経路が確保されていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条第8号カ「社会福祉施設における火災予防対策について」昭和61年8月29日社施第91号)

ク 監査時に保育士証の確認ができない職員や、氏名が変更になった場合の保育士証の書換えや交付申請等職員の保育士登録が確認できる書類が適正に管理されていない。

(労働基準法第107条、児童福祉法第18条の18)

ケ 土曜日の共同保育で園児の保育活動等の状況を記した記録がされていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 18 条)

③母子生活支援施設

ア 安全計画を策定し、職員への周知・研修及び、保護者への周知を行っていない。

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項)

3. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和5年7月から令和6年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数 (※1)	実地指導及び 監査	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘件数 (※2)
介護保険施設	10	3	2	2
介護老人保健施設	8	3	2	2
介護医療院	2	0	0	0
居宅サービス事業所	255	47	36	67
訪問介護	76	7	5	9
訪問入浴介護	2	2	2	6
訪問看護	34	7	4	9
訪問リハビリテーション	9	3	3	7
通所介護	44	5	4	7
通所リハビリテーション	15	4	2	4
福祉用具貸与	17	4	4	6
福祉用具販売	17	4	4	6
短期入所者生活介護	20	7	6	11
短期入所者療養介護	11	3	2	2
特定施設入居者生活介護	10	1	0	0
地域密着型事業所	125	21	20	43
地域密着型通所介護	48	5	5	12
認知症対応型通所介護	11	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	39	8	8	15
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	2	2	4
小規模多機能型居宅介護	19	6	5	12
夜間対応型訪問介護	2	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
老人福祉施設等	95	13	10	35
介護老人福祉施設	18	6	5	18
養護老人ホーム	2	1	0	0
軽費老人ホーム	6	0	0	0
有料老人ホーム	37	4	4	16
サービス付き高齢者向け住宅	32	2	1	1
居宅介護支援	64	13	9	12
介護予防支援	6	1	1	1
合計	555	98	78	160

(※1) 指導監査対象施設・事業所数は、R5.4.1 現在とし、介護予防は含めず、みなし指定の一部（指導監査対象としたもの）を含む。

(※2) 文書指摘件数は、報酬指導（過誤調整による返還）1件及び業務管理体制一般検査による指摘8件を含む。

②集団指導

研修形式（集合形式）で1回、オンライン形式（市ホームページに動画及び資料を掲載）で5回実施。

(3) 監査（特別監査）

介護報酬の取扱いの疑義による 1 件

(4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部介護保険課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項（実施方針）

令和 5 年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭にいた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①運営指導

ア 介護保険施設（老健・介護医療院）

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、指導監査に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

イ 老人福祉施設等（特養・養護・軽費・有料・サ高住）

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求事案及び運営事案があり、報酬請求指導及び運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

なお、指導監査に当たっては、各施設での身体拘束適正化及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った運営事案があり、運営指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

②監査

当該法人の運営する計 5 事業所に対し改善勧告を通知、期限を定めて改善報告の提出を求めた。改善期限は 6 月 29 日。

(7) 令和 5 年度の主な指摘事項

①介護保険施設（老健・介護医療院）

ア 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。（現在の入所者及び新規入所者に対して記載すること）

（「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第 12 条第 1 項）

イ 重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。（施設利用に当たっての留意事項・非常災害対策を運営規程に合わせて追記する）

（「松江市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第 6 条第 1 項）

②老人福祉施設等（特養・養護・軽費・有料・サ高住）

- ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（島根県指定との表記を松江市指定に修正する、施設の目的及び運営方針・従業員の員数・同職務内容・施設利用に当たっての留意事項・緊急時の対応における連絡先・非常災害対策・事故発生時の対応・苦情対応における市の窓口（介護保険課）の電話番号・身体拘束適正化委員会の開催頻度等を追記・修正する又は他文書と整合修正する、入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨を記載する、入居希望者へ体験入居ができない旨の記載をできるように工夫したうえで修正する、利用料金の家賃の表記を修正する 等）
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 6 条第 1 項、
「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第 14 項第 4 号）
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（従業員の員数（職種別の員数）・その他運営に関する重要事項を追記・修正する又は他文書と整合修正する）
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 28 条）
- ウ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について従業者へ周知徹底を図ること。委員会を指針に従って実施すること。
（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 15 条第 6 項、「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第 11 項第 7 号（イ）、（ロ）、（ハ））
- エ 看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者またはその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ること。（看取りに関する指針に対する同意が明記された記録を残す）
（「厚生労働大臣が定める施設基準・四十五（2）（準用）」）
- オ 事業の運営に入居者の積極的な参加を促しかつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から運営懇談会を設置すること。
（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第 10 項第 10 号）

③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（事業の目的・運営の方針・従業員の員数・同職務内容・営業日・営業時間・サービス提供時間・利用料その他の費用・通常の事業の実施地域・サービス利用に当たっての留意事項・緊急時対応・その他運営に関する重要事項・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情対応における市の窓口の課名（介護保険課）・同電話番号を追記・修正する又は他文書と整合修正する）
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 9 条等）
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（従業員の職種・同職種別員数・営業時間・利用料その他の費用を追記する又は修正する）
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 30 条等）
- ウ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 32 条第 3 項 等）
- エ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 35 条第 3 項 等）
- オ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を開催し、概ね 6 ヶ月に 1 回以上、活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
（「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 59 条の 17 第 1 項 等）
- カ 業務管理体制の届出事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより遅滞なくその旨を中核市の長に届け出ること。
（介護保険法第 115 条の 32 第 3 項）

4. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和5年6月から令和6年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害福祉サービス事業	243	78	65	206
居宅介護	55	17	14	44
重度訪問介護	41	13	11	33
同行援護	17	5	4	13
行動援護	8	1	1	6
療養介護	2	2	2	6
生活介護	17	5	3	7
短期入所	20	8	3	8
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練)	2	1	1	4
就労移行支援	5	1	1	1
就労継続支援A型	13	4	4	13
就労継続支援B型	41	14	14	50
就労定着支援	3	1	1	1
自立生活援助	1	0	0	0
共同生活援助	18	6	6	20
障害者支援施設	10	4	3	6
地域相談支援事業	30	6	4	6
地域移行支援	15	3	2	3
地域定着支援	15	3	2	3
計画相談支援事業	22	6	3	10
障害児通所支援事業	64	28	24	79
児童発達支援	11	7	6	14
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	47	17	16	62
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	2
保育所等訪問支援	5	3	1	1
障害児相談支援事業	15	3	3	7
自立支援医療機関	129	13	0	0
合計	513	138	102	314

※指導監査対象施設・事業所数は、R5.4.1現在

※上記の表には、その他特に一般指導が必要と認められ実施した指導が含まれている。

※文書指摘件数には業務管理体制一般検査による指摘4件数を含む。

②集団指導

市ホームページに資料及び動画を掲載し、受講確認報告を受ける形式で実施した。

(3) 監査

R5の監査事案なし。※R4から放課後等デイサービスの人員基準違反事案について継続監査中。

(4) 指導及び監査の実施体制

健康福祉部障がい者福祉課職員が実施。ただし、虐待通報時の調査は、家庭相談課と合同。

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和5年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付及び児童通所給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 障害福祉サービス事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成の不備や、加算要件を満たしていることを示す根拠資料について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害者支援施設

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、運営規程の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

ウ 地域相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

エ 計画相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

オ 障害児通所支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用、自動車を運行する場合の所在の確認が不十分な事例が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

カ 障害児相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

② 監査

放課後等デイサービス事業者において、常勤配置が求められている児童発達支援管理責任者について、常勤での勤務実態が確認できない。また、サービス提供をする上で必要な放課後等デイサービス計画の作成が適正に行われていない疑いがあり、監査を継続している。

(7) 令和5年度の主な指摘事項

①障害福祉サービス事業所

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第10条)

イ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第36条)

ウ 契約支給量の報告等について、障害福祉サービス利用契約をしたとき、サービス支給量の変更など受給者証の記載事項に変更があった場合には、市町村へ報告をすること。

(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第11条)

エ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがあつた。又、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっている

ものがあるので追記及び実態とあわせること。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 32 条）
オ 勤務表に、常勤・非常勤、管理者との兼務関係を記載するようにしてください。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 70 条）
カ 介護給付費の額に係る通知について、法定代理受領による介護給付費の額を利用者に通知すること。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 24 条）
キ 個別支援計画について、利用者又はその家族に説明・同意を得たことの記録がないものがあつた。また、原案の内容について意見を求める担当者会を開催し、記録に残すこと。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 27 条）
ク 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束適正化委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知、身体拘束適正化のための指針の整備、研修の定期的実施を行うこと。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 36 条の 2）

ケ 欠席時対応加算について、記録が不十分なものでありました。電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、その内容を記録してください。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の 2(6)⑨）

コ 工賃について、就労継続支援 A 型事業では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしないといけませんが、利用者の工賃を下回っている事例がありました。又、就労継続支援 B 型事業では、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払う必要があります。上回った金額を工賃として支払うこと。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 165 条、第 175 条）

サ 処遇改善加算について、処遇改善の状況について全ての職員への周知が充分にすること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の 2(1)⑩）

②障害者支援施設

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

（「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 11 条）

イ 個別支援計画について、見直し期間を過ぎてから同意を得ているものがあつたので、期間内に同意を得ること。

（「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 53 条）

③障害児通所支援事業所

ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。

（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 13 条）

イ 個別支援計画について、原案の内容について意見を求める担当者会を開催した記録を残すこと。

（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第 28 条）

ウ 欠席時対応加算について、家族等に利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助の内容を記載する必要があるが、欠席の理由が具体的に記載されていないものがあるので、記載すること。

（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の 2(1)⑪）

エ 送迎を目的とした 3 列シートの自動車を運行する際に、利用児童の所在確認が不十分であつた。車内の児童の見落とし防止策を講じ、所在確認をした記録を残すこと。

- (「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第41条の3)
- オ 欠席時対応加算について、家族等に利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助の内容を記載する必要があるが、欠席の理由が具体的に記載されていないものがあるので、記載すること。
- (「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑩)
- カ 延長支援加算について、対象児童の個別支援計画に延長支援を実施する理由を記載すること。
- (「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑪)

④地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談事業所

- ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。
- (「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条)
- イ 掲示について、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数が掲示すること。
- (「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第23条)
- ウ 主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、体制が整備されている旨を、事業所に掲示するとともに公表すること。
- (「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第四の5、第四の13、第四の⑭、第四の15)

⑤自立支援医療機関

指摘事項なし。